

「収量増加及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP202216)」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年10月13日～令和3年11月11日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2件
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

	意見・情報※	食品安全委員会の回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 ページの脚注「定量下限値及び検出限界値未満」と、14 ページの「定量限界値未満」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・ 14 ページ、15 ページの「Not determined」は「Not Detected」のほうが適切ではないか。 	<p>本評価書の表2及び表3における「ND」は全てのサンプルが定量限界未満であったため、平均値を算出することができなかったこと (Not Determined) を示すものであり、検出限界未満 (Not Detected) を示すものではありません。</p> <p>ご指摘のとおり、NDの使い方が統一されておらず、改めて資料を確認した結果、6ページの該当箇所は、定量限界未満に修正いたします。</p> <p>なお、表中の一部の平均値の算出方法の記載が不十分であったことから、そのことが分かるよう脚注に追記いたしました。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ わずか数十年程度の知見に限られている遺伝子組換え品については、中・長期的な影響はまだ判断できないはず。遺伝子組換え品は、100%の安全性が断言できるまで、使用を禁止すべき。 ・ 日本ではすでに500種の遺伝子組換え成分が承認されており、この数字はダントツの世界 	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行う</p>

<p>一のレベルと思われるが（違っていたら訂正ください）、これ以上増やすのはやめていただき、いったんすべての遺伝子組換え品の流入を停止いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これだけ多くの遺伝子組換え品を流入させているのに、健康影響を見るときは、いつも単品でしか見ていない。（残留農薬や添加物も含めた）複合影響も確認すべき。複合影響を検証できないなら、検証できるまで認めるべきではない。 ・審査にあたっては、申請者が提出した資料に基づいており、29 資料のうち 13 が社内資料である。申請者に有利なものに偏るのは当然であり、検証は、全て第三者によって実施されたものに限定して審査すべき。 	<p>こととしております。</p> <p>また、食品健康影響評価は、申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。</p> <p>本トウモロコシについては、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。</p> <p>また、遺伝子組換え食品を摂取することによる複合影響に関しましては、従来品との同等性を踏まえ、安全性を個々に確認することで、食品としての安全性は担保されるものと考えております。</p> <p>なお、遺伝子組換え品の流入停止や国内の市場についてのご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えします。</p>
--	--

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。